

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	塙町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000218.html">http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000218.html</a>

執行機関名 塙町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	塙町就学援助費支給要綱(平成24年塙町教育委員会告示第5号)による援助費の支給に関する事務
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		塙町個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第4号 塙町就学援助費支給要綱(平成24年塙町教育委員会告示第5号)による援助費の支給に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	塙町就学援助費支給要綱(平成24年塙町教育委員会告示第5号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		塙町就学援助費支給要綱